

医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院指定通所リハビリテーション運営規程

(趣旨)

第1条 医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院が開設し実施する指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業目的)

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院が実施する指定通所リハビリテーションの従事者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行う。
- 3 利用者の人権擁護、虐待防止など必要な体制の整備を行うと共に従事者に対し研修などを行う。
- 4 指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院

(2) 住所 富山県富山市花崎85番地

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーションに従事する従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 医師 1名

医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定を従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に関する従事者への指示を行う。

(2) 専従とする従事者

理学療法士又は作業療法士 1名以上（常勤）

理学療法士又は作業療法士は、指定通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

① 営業日 月曜日から金曜日

休日 土曜日、日曜日、祝祭日、盆休（8月14日から16日）、

年末年始（12月29日～1月3日）

- ② 営業時間 午前9時から12時まで
午後2時から 5時まで

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、1単位10人とする。

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施する指定通所リハビリテーションは、次のとおりとする。

- ① 所要時間1時間以上2時間未満の通常規模の指定通所リハビリテーション

- 2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能の維持回復のために医師等の従事者が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき下記の(1)を目的とし(2)の訓練等を行う。

(1) 目的

- ① ADLの低下防止 ④ 社会性維持・向上
② QOLの維持・向上 ⑤ 精神状態の改善
③ 寝たきり防止 ⑥ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
② 物理療法
③ 歩行訓練、基本的動作訓練
④ 日常生活動作に関する訓練
⑤ 自助具適用・使用訓練
⑥ 治療用ゲーム、手工芸用具等を使った趣味的訓練

(通常の事業の実施範囲)

第9条 富山市・中新川郡

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、法定自己負担割合の額とする。

- 2 利用者の希望により通常の単位時間を超えて行うリハビリテーションの場合
(ただし、単位内におけるリハビリテーションは、定員を超えない)

2時間以上の場合に係る加算金額の自己負担割合の額

- 3 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

- 4 利用者の希望によって上記2及び3の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をしたうえで支払いに同意する旨の文章に記入押印を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い利用申込者の同意を得る。

- 2 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- 3 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 4 事業者は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 5 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

(非常災害対策)

第12条 消防法及び水防法に規定する消防計画及び避難確保計画に基づき管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、事業所管理者をあて、火元責任者には、事業所リハビリテーション職員をあてる。
- (2) 始業・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用設備は、保守点検契約業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や自然災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため自衛組織を編成し任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防災教育・消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的の徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処を講じる。

(緊急時における対応方法)

第13条 指定通所リハビリテーションの提供中に利用者の病状急変など緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行うなど必要な処置を行う。

- 2 指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、関係する居宅介護支援事業者および市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講ずる。またその記録を行うものとする。
- 3 指定通所リハビリテーションの提供により賠償する事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第14条 指定通所リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためにリハビリテーション部門に相談窓口をおき、必要な措置を行う。またその場合は、苦情の内容等を記録するものとする。

- 2 当院は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、市町村からの文章等の提出等の求めに応じ、市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それらに従い必要な改善を行うものとする。
- 3 当院は、指定通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に関して国民健

康保険団体連合会の調査に協力し、指導や助言等を受けた場合は、それらに従い必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 当院が得た利用者及びその家族に関する個人情報については、当院での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止)

第16条 当院は、利用者の権利擁護・虐待の発生又はその再発防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 院内で行われている虐待防止委員会に参加し、虐待防止のための対策を検討する。
- (2) 虐待防止のための指針は、院内で整備し設置する。
- (3) 院内で開催される虐待防止のための研修会に参加する。

当院は、サービス提供中に当該従事者または養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメント防止)

第17条 当院は、リハビリテーション職員などの就業環境と適切なサービスの提供を確保するために、各種ハラスメントを防止するために必要な措置を行う。

2 当院は、リハビリテーション職員などが利用者およびその家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者およびその家族などが事業所の勧告に従わない場合は、サービスの提供を制限・終了することが出来るものとする。

(身体拘束などの禁止)

第18条 当院は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

2 当院は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。

3 当院は、身体拘束などの適正化を図るため、次にあげる措置を行う。

- ① 身体拘束などの適正化のための対策を検討する委員会を院内に設置し定期的を開催するとともに、その結果についてリハビリテーション職員などに周知を図る。
- ② 身体拘束適正化のための指針を整備する。
- ③ リハビリテーション職員等に対し、院内で行われる身体拘束などの適正化のための研修に参加する。

(業務継続計画)

第19条 当院は、感染や非常災害の発生時において利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、非常時での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行う。

2 リハビリテーション職員などに対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を定期的に行う。

3 必要時に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施する。

(感染症の予防および蔓延防止)

第20条 当院は、感染症の予防および蔓延防止のため次の措置を行う。

①病院内に設置している感染対策委員会に毎月参加し対策を検討するとともに、その結果をリハビリテーション職員に周知徹底を図る。

②病院内に設置している指針に基づき措置を行う。

③リハビリテーション職員に対し院内で開催する年2回の研修および訓練に参加をする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 従業員の質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団東方会おおやま病院介護医療院が定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年1月1日から実施する。

附則

この規程は、令和6年6月1日から実施する。

(第12条7項（業務継続計画）8項（感染防止対策）、第13条（高齢者虐待防止）追加)

附則

この規程は、令和6年9月25日から実施する。（第3条（運営の方針）追加、第6条（営業日及び営業時間）一部削除追加、第11条（サービス利用にあたっての留意事項）追加、第12条（非常災害対策）一部削除、第13条（高齢者虐待防止）削除、第13条（緊急時における対応方）追加、14条（苦情処理）追加、15条（個人情報の保護）追加、16条（虐待防止）追加、17条（ハラスメント防止）追加、18条（身体拘束などの禁止）追加、19条（業務継続計画）追加、20条（感染症の予防および蔓延防止）追加)